

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

【歳入決算額】 地方消費税交付金 294,657千円 （一般分 124,115千円、社会保障財源分 170,542千円）

【歳出決算額】 社会保障施策に要する経費 2,008,862千円

（単位：千円）

科 目 名		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出金	町 債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の交付金）	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	313,819	55,227	0	1,296	8,871	248,425
	障害者福祉費	387,364	265,872	0	0	26,022	95,470
	老人福祉費	273,750	33,605	0	16,787	46,251	177,107
	社会福祉施設費	15,649	0	0	0	0	15,649
	国民年金費	5,707	4,015	0	0	0	1,692
	国民健康保険事業費	100,582	51,409	0	0	8,215	40,958
	地域福祉基金費	82	0	0	0	0	82
	介護保険事業費	228,183	8,355	0	2,948	41,767	175,113
児童福祉費	児童福祉総務費	169,886	65,976	0	10,980	4,994	87,936
	児童措置費	301,850	227,439	0	11,187	14,977	48,247
	子ども・子育て支援給付費	42,362	32,981	0	0	2,222	7,159
保健衛生費	保健衛生総務費	59,271	144	0	5,923	0	53,204
	予防費	95,400	2,246	0	3,022	17,223	72,909
	母子衛生費	11,187	5,378	0	0	0	5,809
	子育て世代包括支援センター母子保健型事業	3,770	3,023	0	4	0	743
合 計		2,008,862	755,670	0	52,147	170,542	1,030,503

※この内訳表は、引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）について、地方税法第72条の116に「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。以下同じ。）に要する経費（以下、社会保障施策経費という。）に充てるものとする」と規定されていることから、当該地方消費税収を社会保障施策経費に充てていることを示すものです。